

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
機構長選考基準

〔 令和7年2月17日
機構長選考・監察会議決定 〕

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構機構長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の機構長の選考基準を以下のとおり定める。

（選考基準）

第1 機構長の選考は、次に掲げるすべての要件を有する者のうちから行う。

- （1）人格が高潔で、学識が優れ、かつ、機構における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者であること
- （2）機構の中期目標・中期計画の策定及び推進に優れた手腕を有する者であること
- （3）高度な学術的先端性、国際性及び学際性を持つ機構を、社会の理解と支持を得ながら、長期的なビジョンを有し強いリーダーシップを発揮して発展させることができる者であること

（選考の時期）

第2 選考・監察会議は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構機構長選考・監察会議規程（平成16年議長裁定）第2条第2項第1号に該当するときは、任期満了の日の原則として6か月前までに、同項第2号から第4号までに該当するときは速やかに、機構長の選考を行う。

（候補者の推薦）

第3 選考・監察会議は、機構長の選考に当たり、公募により国内外から広く候補者の推薦（自薦も可）を求める。

2 前項に規定する推薦は、推薦書、候補者略歴、主たる業績リスト及び推薦理由を添えて、選考・監察会議に行う。

（意向確認）

第4 選考・監察会議は、推薦のあった全員に対し、文書により機構長就任の意向を確認する。

（機構長の選考）

第5 選考・監察会議は、前条に規定する意向確認の結果に基づき、原則として就任の意向を示した全員と面談を行い、機構長を選考する。

2 選考・監察会議は、前項に規定する機構長の選考の決定に至る前に、機構の経営協議会委員及び教育研究評議会評議員の意見を聴取する機会を設ける。

（公表事項のとりまとめ）

第6 選考・監察会議は、機構長を選考するときは、次に掲げる事項をとりまとめる。

- （1）選考の結果
- （2）選考した理由
- （3）選考の過程

附 記

この基準は、令和7年2月17日から実施する。